

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
 2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務をさせていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
 - ・告示で定める書類を適切に管理していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)